

LAN型通信網サービス契約約款

削除

附則

(実施期日)

1 この契約約款は、令和4年7月1日から実施します。

(吸収分割に伴う取り扱いについて)

2 NTTドコモが次の表の左欄の契約約款（以下「旧契約約款」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この契約約款実施の日において、次の表の右欄の契約約款（以下「新契約約款」といいます。）の規定によるものとします。

旧契約約款 (NTT ドコモ)	新契約約款 (当社)
L A N型通信網サービス契約約款	L A N型通信網サービス契約約款

3 この契約約款実施前に、お客様がNTTドコモに対し旧契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、新契約約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているL A N型通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。